

ニュースリリース

(公財)さっぽろ青少年女性活動協会
こども育成課
～街とともに 未来を育む 人づくり～

「子どもの権利×子ども運営委員会」研修報告会



「子どもの権利×新任児童指導員研修」

札幌市児童会館・ミニ児童会館を管理運営している(公財)さっぽろ青少年女性活動協会こども育成課では、「子どもの権利」を軸とした運営を行っています。その一つとして平成19年度より全館に子ども運営委員会を設置し、子ども自身の意見参画による館運営への反映を行っています。また、「子どもの権利」についての職員研修を行い、職員一人一人の行動力を養っています。今回は「子どもの権利」に関する取り組みをお伝えします。



<新任児童指導員研修>

子どもの目線に合わせることで見えてくるものがあります。この気づき力が子どもとの関わりで大切です。

3月14日に、「子どもの権利×子ども運営委員会」と題した研修報告会を実施しました。これは、子ども運営委員会全館設置から15年が経ったのを機会に設置目的の原点(子どもの権利)に立ち返り、「子どもの権利」を保障し実現するにはどう展開すべきか、「子ども運営委員会」が大事にすべき「子どもの権利」は何かをモデル4館の取り組みから事例検討を行いました。「すべての子ども」の安心安全と「一人一人の子ども」の居場所を保障し、子ども自身で声を出し、時に子どもたち同士で代弁しあい、子どもたち自身で参画しあう活動であるよう、援助力・支援力を持ち取り組んでいきます。



<子どもの権利×子ども運営委員会>

札幌国際大学教授塚本智宏氏による総評と解説から更に学びを深めます。

また4月5、6日の2日間にかけて、令和5年4月1付採用の新任児童指導員研修を実施しました。研修の最初に学ぶテーマのひとつが「子どもの権利」です。すべての子どもが持つ<生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加意見表明する権利>について、「そもそもこれは何だろう?」という起点で、「ではわたしたち児童会館とどんな関係だろう?」「そして私たちは何をすべきだろう?」と考えながら学びました。この学びと子どもの権利を宿して、「子どもにとって最もよいことを 子どもに聴いて 子どもとともに考える」姿勢を持ち児童会館で職務にあたっていきます。

(公財)さっぽろ青少年女性活動協会こども育成課では、子どもの最善の利益には、子ども自身の「声」が鍵であり、子どもの意見表明と意見形成を支援できる力が大切だと考えています。この4月から、こども基本法の施行とこども家庭庁が発足し、こども施策が始動しました。私たちは更なる専門性の向上に努めていきます。



<(公財)さっぽろ青少年女性活動協会>

札幌市児童会館、ミニ児童会館をはじめ、こどもの劇場やまびこ座・こども人形劇場こぐま座、若者活動センター・若者支援総合センター、青少年山の家、定山溪自然の村、北方自然教育園、千歳市児童館・学童クラブの管理運営をとおり、「人とつながりによる魅力あふれる未来社会の創造」を実現していきます。

<本件に関するお問い合わせ先>

こども育成課 担当 細川 ikuseika-release@syaa.jp TEL011-671-4121
(公財)さっぽろ青少年女性活動協会 〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
<HPアドレス> <http://g-kan.syaa.jp>

